

モルゲンロート

号外 平成 27 年(2015年)7月26日(日)
杉村ひろし後援会活動通信誌、年2回を目途に発行
連絡先 浦富1690番地1 杉村宏 TEL 0857-72-0981

(モルゲンロートは、登山用語で、朝日が高峰の頂きよりあたり始め、明るいオレンジ色に輝く様です。杉村宏が高校総体で南アルプス北岳(標高3193m、日本第2位の高峰)の頂きを広河原キャンプ場から観て感動し、明るい今後でありたいとの思いから誌名としています。)

岩美町議会

安保関連法案 今国会成立支持

岩美町議会は、「安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の今国会での成立に反対する意見書」を否決した。

6月定例会の最終日6月11日(木)に、議員発議で議題とされ、反対1名(柳正敏)、賛成2名(田中克美、杉村宏)の討論を経て、賛成4名、反対6名、棄権1名であった。傍聴者はなく、岩美町議会ではテレビ放送の対象外とされている。

この議決により、岩美町議会の意思は、安全保障関連法案が今国会で成立することを支持することとなった。

○各議員の賛否は次のとおり。

賛成議員 4名(議席順、以下同じ)

杉村宏、松井俊明、日出嶋香代子、田中克美

反対議員 6名 寺垣智章、宮本純一、川口耕司、
田中伸吾、芝岡みどり、柳正敏

棄権議員 1名 澤治樹(採決時に議場外へ退席)
(船木祥一議長は本会議の採決に加わらない。)

○討論の概要は裏面のとおり。

時候の写真



(H27.7.19 朝 網代ナダバタ地引網は鱈の大漁でした。)

「安全保障関連法案に反対する

岩美町民の会」発足 7月21日(火)

岩美町議会が、安全保障関連法案今国会成立を支持したことを受けて、町の主権者である町民の皆様へ直接訴え、今国会での廃案を求めるため「安全保障関連法案に反対する岩美町民の会」(以下「町民の会」)が平成27年7月21日(火)に発足した。

杉村宏議員は、この運動の趣旨に賛同し参画している。

町民の会では、アピールに賛同いただける方は、投票権の有無に限らず、自らの意思を表明できる方であれば、どなたでもご署名いただきたいとしている。

延長国会の会期末が9月27日であり、7月16日衆議院通過により、60日ルール期限が9月13日で、最短シナリオでは翌14日に衆議院再可決が可能となることから、町民の会では、賛同署名を8月末まで呼び掛け、アピールを賛同者名と共に国会議員などに届けることとしている。

また、鳥取県弁護士会は、次のとおり集会を開き、廃案を訴えるが、町民の会は同集会への参加を呼び掛けている。

日時 8月2日(日)午後1時半、場所 久松公園

集会名 「安保法案は違憲、立憲主義違反、廃案に」とする鳥取県民大集会+パレード

町民の会呼び掛け人35名は次のとおり。(五十音順)

出井英市、稲葉直廣、岡田美恵子、尾坂早苗、神谷明子、神谷辰男、川上友一、川口嘉美、河下哲志、岸本みゆう、日下部武志、小谷正邦、小西安幸、澤愛治、杉村周二、杉村宏、竹内肇、田中克美、田中稔、田中令華、谷口尚美、田淵幸孝、浜田米子、日出嶋香代子、福田行夫、松井俊明、松本真紀子、松本光義、宮下勝政、山下通勝、山名淳、山本茂、吉田政博、吉村光文、渡横正章

○会の代表は、日出嶋香代子、河下哲志、山名淳の3名

○事務局は、下線がある4名の町議会議員宅

岩美町議会ルール 一般質問において国政問題は質問できないことから、この度のような意見書提出時に国政問題が議題となります。県内19市町村のうち、一般質問において、質問制限を行っていない議会は16市町村。国政問題は質問できないなどとして質問制限を行っている議会は少数のようです。

討論概要

平成27年6月11日6月定例会最終日 午前11時10分～
(<書きは、討論発言中の、応援や、いわゆるヤジの不規則発言で、発言者名は杉村議員の記憶による。)

1番目討論者 柳正敏議員 (意見書に反対の立場)

政府は、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について閣議決定した。我が国は、国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、国際社会の平和と安全にこれまで以上に貢献するため、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する必要がある。

<そうだ> 発言者 田中伸吾議員

憲法の範囲内で認められる限りの武力行使を行うことは明確に定められており、憲法9条のもとで許容される自衛権の範囲を超えるものではない。

平和安全法制案は、切れ目のない対応を可能とすることを目的とし、新3要件によって集団的自衛権の行使に、歯止めがかけられている。戦闘地域に自衛隊を派兵し、集団的自衛権を発動して海外での戦闘に自衛隊を派兵するとの指摘は、法案の実態と異なる。

2番目討論者 田中克美議員 (意見書に賛成の立場)

反対討論で、法案の必要性を述べられたが、

<早期に> 発言者 柳正敏議員

早期にこの法制を成立させ、国、地方を挙げた体制をとらなければならない国際情勢なのか。

今回の法制は、切れ目なく、海外・地球の裏側、まだ危険が迫っていない段階であろうと、米軍に協力する法律だ。

(柳正敏議員は)集団的自衛権に歯止めがあるとしたが、米国が行ってきたベトナム等の侵略に、日本もこの法案によって参加するのかと質したところ、安倍首相は参加しないと否定しない。首相が国会で答弁していないにもかかわらず、(柳正敏議員は、)そんなことはないと言っている。それだったら、首相が国会の本会議で質問に対して、はっきり否定すればいい。

<そうだ> 発言者不明

なぜできないんですか。

まさにその可能性がある法案だからだ。▶

▶ 審議が進めば進むほど、今国会では成立させるべきじゃないと8割を超える人が世論調査で答え、国民の理解、納が得られてないことは、極めて明瞭だ。

内容は別にして、今国会で通すことは、民主主義に反する。意見書に反対することは、国民の声がどうであろうと、法案を成立させると

<それは、違うわい> 発言者 柳正敏議員
という意味表示だ。

<違うわい> 発言者 柳正敏議員

町民に胸を張って、自分の選択をはっきり説明できるんですか。やってください。私はやります。

3番目討論者 杉村宏議員 (意見書に賛成の立場)

日本は、立憲主義の国家で、日本国憲法は戦後70年間、国民の中で支持されてきた。今回の法整備が、日本国を取り巻く安全保障環境が根本的に変わったことを根拠にするならば、その環境に対応するための憲法改正を論議することが、法整備に優先する。

集団的自衛権の行使の可否について、平成8年に内閣法制局長は「政府が、その政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更するということは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させ、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なう恐れもある。憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ても、問題がある。」と答弁した。(国会の現勢力を好み)多数決で法案を承認することは、国会自体が立憲主義を踏みにじることとなる。

パックス・アメリカーナからパックス・シニカへの転換点とか、中国とロシアによるユーラシア大陸の結束など、現憲法で対応できない部分があるのであれば、堂々と憲法改正の必要性を、政府与党である自由民主党と公明党は主張し、国民に信を問うべきだ。法は、危うい権力者の暴走を抑止するもので、根本が憲法だ。法秩序の重要性は、このたびのような事態にこそ直視すべきものだ。

この意見書提出を否決し、法案が今国会で成立し、国民、町民に悲惨な事態が起こった場合、政府・与党だけでなく、岩美町議会も全体として責任を負うこととなる。

<本当に、そうだ> 発言者 田中克美議員

各議員、個人のご判断を示していただくようお願いする。

<審議。自衛隊だけ> 発言者 柳正敏議員

編集後記 この度の号外発行は、創刊号の次でもあり憚るところですが、杉村宏議員直接配布を旨とする本誌でありながら、早期な周知が必要と判断し日本海新聞折込としたこと、記載内容が特定案件であること、A4用紙1枚で情報量が限られていることから、号外といたしました。9月には第2号を発行いたしますので、似顔絵(4件頂いております)やご意見など、引き続きお寄せ願います。(由)